

『福祉協力員活動』の手引き

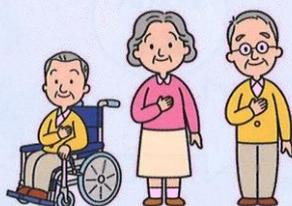
～日々の暮らしの見守り活動～



声かけ



日頃の確認



電話での声かけ



市社協マスコットキャラクター

ふっぴい

【 目 次 】

1. 福祉協力員活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 福祉協力員活動の進め方・・・・・・・・・・・・	2
(1) 設置までの流れ	
(2) 対象者	
(3) 活動	
(4) 緊急時の対応	
(5) 福祉協力員活動に変更が生じた場合	
3. 緊急連絡用カード・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4. 活動保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5. 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1. 福祉協力員活動とは

急速に少子高齢社会が進み家庭や地域におけるつながりが薄れる中、テレビや新聞等からは社会的孤立や虐待・介護・生活の困窮・災害時の対応等、日々の生活に直結する様々なニュースが流れてきますが、これらの事は決して他人事ではありません。

私たちが住んでいる倉吉市においても人口減少が進む中、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の割合が高くなっており、一人ひとりが抱える生活課題も多様化しています。

しかし、日常生活での不安や多少の不自由があっても、だれもが**住み慣れた地域で近隣の人たちと安心して暮らしたい**と願っています。

このような状況の中、倉吉市社会福祉協議会(以下、市社協)では地域のみなさんの理解と協力を得て、近隣の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人等、見守りが必要な人に対して**声かけによる安否確認**を行うことにより、その人が地域で孤立しないよう見守るとともに、住民一人ひとりの参加によって**支え合う地域づくり**を推進しています。



2. 福祉協力員活動の進め方

(1) 設置までの流れ

町内に一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人等、特に見守りが必要と思われる人がおられる

①自治公民館

- (ア) 自治公民館長、民生児童委員、福祉推進員等が、福祉協力員活動の対象となるかを協議してください。
- (イ) 対象と思われる場合は、福祉協力員活動に理解のある適任者を、対象者と福祉協力員の了解を得たうえで選任してください。
- (ウ) 自治公民館長は地区自治公民館協議会長へ福祉協力員選任の報告をしてください。

②地区自治公民館協議会

地区自治公民館協議会長は、市社協会長へ福祉協力員の『福祉協力員推薦書』を提出します。

③市社協

市社協会長は、福祉協力員を委嘱し、ボランティア活動保険に加入して、地区自治公民館協議会長へ委嘱状・福祉協力員活動の手引き・緊急連絡用カード等を送付します。

④地区自治公民館協議会

地区自治公民館協議会長は、地区の実情に応じて、自治公民館長や民生児童委員等を通じて福祉協力員へ委嘱状・福祉協力員の手引きの伝達をします。緊急連絡用カードは、原則として対象者本人が作成するものですが、本人によるカードへの記入が難しい場合には、対象者の意向を確認しながら、自治公民館長・民生児童委員等により、カードの作成のご協力をお願いします。

⑤福祉協力員

声かけや見守り等の活動を開始してください。

注1：日常的に見守りができる範囲には限りがありますので、原則として、福祉協力員1名に対して見守り対象者は3名までとします。

注2：福祉協力員の任期は一斉改選から3カ年で再任してもよいことになっています。また、途中で新たに就任した福祉協力員の任期は、次期改選日までとします。ただし、任期途中で福祉協力員本人より退任の申し出があった場合は、退任することができます。

注3：上記の流れは基本となる考え方であり、地区によっては地区社協や民生児童委員・福祉推進員等が主となり福祉協力員の設置が行われる場合もあります。

(2) 対象者

倉吉市在住で、特に日常生活の安否確認を必要とされる人を見守りの対象とします。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 高齢者世帯※
- ③ 65歳以上の昼間ひとり暮らしの高齢者
- ④ 障がいのある人
- ⑤ その他安否確認が必要な人

※高齢者世帯

- ・ 65歳以上の高齢者だけで構成されている世帯
- ・ 65歳以上の世帯に18歳未満の人がいる世帯

(3) 活動

① 声かけによる安否確認

- ・ 「お元気ですか?」「体の調子はどうですか?」
と声かけをして、対象者の安否の確認をしてください。
- ・ 日頃からあいさつを交わし、お互いに声がかける関係ができれば、安心感につながります。



② 日頃の確認（生活の様子を気にかける）

- ・ 新聞が取り入れてあるかどうか、カーテンの開閉の状態や夜間に電灯がついているか、つけっぱなしになっていないかなど、日常生活に変わりがないかなどさりげなく気をつけてください。

※福祉協力員はボランティアです。対象者の緊急時に、何かしらの責任を負うことはありません。

異変に気づくチェックリスト

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 郵便物、新聞がたまっている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気がつけっぱなし、または夜になっても電気がつかない |
| <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯物が干したままになっている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 日中でも雨戸やカーテンが閉まっている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 家の周りに色々な物が置いたままになっている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 異臭がする |



自治公民館長や民生児童委員等に相談し、必要に応じて関係機関や緊急連絡先へ連絡等をしてください。



③電話での声かけ

- ・大雨や台風などの時は、「台風が来るから外に出ないようにしてくださいね。」「昨日は大雨とすごい風でしたが大丈夫でしたか？」など電話による一声をかけることで対象者の安心にもつながります。



④連携・相談

- ・日頃から、自治公民館長や民生児童委員、また近隣の方々と連携をすることで、対象者に些細な変化や緊急事態が発生した場合に迅速な対応をとることができます。
- ・活動するうえで何か困ったことなどがあった場合は、一人で抱え込まずに相談してみましよう。



⑤こころがけ

- ・無理をしないで根気よく続けることが大切です。
- ・誤解や問題が生じても気長に活動することによって、信頼と喜びが得られると思います。

⑥プライバシー

- ・高齢者等と身近に接する活動ですから、活動を通して知り得た個人の秘密ごとプライバシーは不必要に他に漏らさないように配慮してください。
- ・活動を行ううえでは、関係者と情報を共有しなければ見守り活動を行えない場合もありますので、その場合は本人の了解のうえ、必要な人に必要な情報を伝えるようにしましょう。

(4) 緊急時の対応

①対象者の生命・身体の安全確保

- ・活動を行う中では緊急事態に直面することもあります。まずは、対象者の生命・身体の安全確保を最優先し、自治公民館長、民生児童委員等、必要に応じて関係機関へ連絡を行ってください。

②日頃からの信頼関係

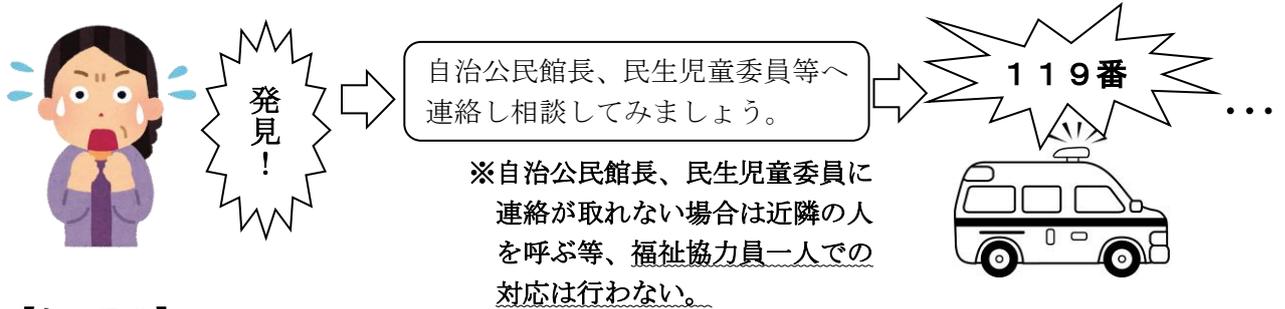
- ・緊急時に緊急連絡用カードが見当たらないことも考えられますので、日頃から対象者や関係者と信頼関係を築き、緊急時の連絡先等を控えさせていただく等、対応方法を相談しておくことも大切です。

【ケース1】 ◆訪問時、対象者が倒れていた！！



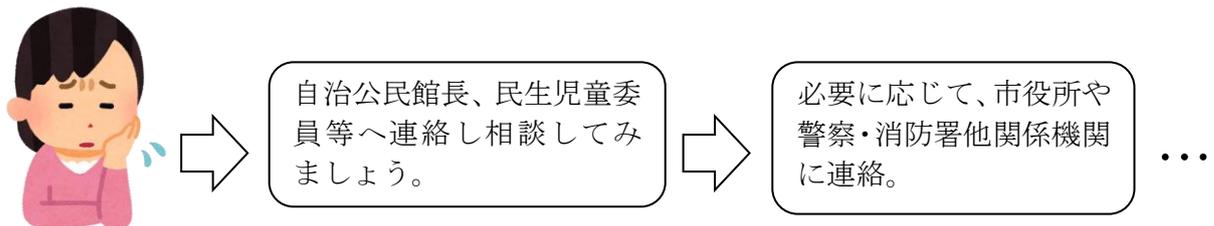
【ケース2】

◆訪問時、家の中で対象者が倒れているのが見えるが、玄関や窓は閉まっている！



【ケース3】

◆本人の姿をしばらく見ていない。洗濯物も干したままだが、家の玄関や窓は閉まっている。もしかしたら家の中で倒れているかも…。



～事例～

- ・電気が夜中まで点いているのを福祉協力員が気づき、民生児童委員に連絡。
- ・連絡を受けた民生児童委員が駆けつけるとトイレで倒れておられたため、緊急連絡先に連絡を取るとともに救急車を呼び一命を取りとめた。

民生児童委員と福祉協力員の連携により
本人の命を救うことに繋がったケースです。

※福祉協力員はボランティアです。対象者の緊急時に、何かしらの責任を負うことはありません。

(5) 福祉協力員に変更が生じた場合

福祉協力員として任期途中であっても、対象者の事情（転居、施設入所、家族との同居、死亡）または福祉協力員本人の事情に伴い変更が生じた時は、自治公民館長等から地区自治公民館協議会長へ連絡し、地区自治公民館協議会長は市社協議会長へ次の報告書を提出してください。

①福祉協力員退任報告書

- ・福祉協力員が退任する場合。
- ・後任の福祉協力員の推薦にあたっては、設置の流れ（P2）に沿って手続きをしてください。

②福祉協力員活動対象者変更報告書

- ・活動中の福祉協力員に対象者が追加された、または対象でなくなった場合。

3. 緊急連絡用カード

- ・見守り活動を開始する際には、対象者の自宅に緊急連絡用カードを設置していただきます。
- ・設置の際には、人目にふれやすい玄関先などは避け、緊急時に直ぐに連絡ができるよう居間などのテレビや電話の近くで第三者からは見えにくい場所に設置してください。
- ・個人情報が他にもれないよう緊急連絡用カードの取り扱いには十分ご注意ください。



緊急連絡用カード

ふりがな 氏名		生年月日	
住所		血液型	
電話番号		携帯番号	

医療のこと

現在の病気	
アレルギー	
かかりつけ病院・医院	☎ ()
健康保険証の種類 記号・番号	

介護のこと

利用施設名	☎ ()	
介護度	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5

緊急連絡先

氏名		住所		☎		続柄	
氏名		住所		☎		続柄	
氏名		住所		☎		続柄	

メモ

救急車・火事119 警察110

(1) 緊急連絡用カードの作成

- ・原則として対象者本人が作成するものですが、本人によるカードへの記入が難しい場合には、対象者の意向を確認しながら、自治公民館長・民生児童委員等により、カードの作成のご協力をお願いします。
- ・カードの内容に変更があった際は、線を引いて訂正する等、各地区で訂正をお願いします。なお、緊急連絡用カードの様式は市社協ホームページからダウンロードすることもできます。[\(https://kurayoshishakyo.com/\)](https://kurayoshishakyo.com/)
- ・不要となったカードについては、各地区で責任を持って処分いただくようお願いいたします。市社協へ返送する必要はありません。

4. 活動保険

- ・福祉協力員のみなさんの活動中の万一の事故に備えるとともに、安心して活動を行なっていただくために、市社協が『ボランティア活動保険』に加入します。
 - ・福祉協力員の活動中に事故によりケガをされた場合や、突発的な事故で他人にケガをさせたり、物を壊してしまった場合などが保険の対象となります。
 - ・保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとなります。
 - ・中途加入の場合は加入申込手続き完了日の翌日から次の3月31日までです。
- 活動中、事故等が起きたらまずは市社協までご連絡ください。

保険の対象となる例

- ・訪問に行く途中で転倒し怪我をして、治療や通院をした。
- ・対象者の家で花瓶を割ってしまった。

保険の対象とならない例

- ・故意または重大な過失によるケガ
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ など

5. 関係機関の連絡先

名 称	住 所	電話番号	相談内容の例
倉吉市社会福祉協議会 代表	福吉町 1400	22 - 5248	
地域福祉課	〃	23 - 5600	地域における見守り活動や支え合い活動等に関する事
あんしん相談支援センター	〃	24 - 6265	生活するうえでの困りごとに関する事
倉吉市役所 代表	葵町 722	22 - 8111	総合窓口
長寿社会課	堺町 2 - 253 - 1	22 - 7851	高齢者に関する行政窓口
福祉課	〃	22 - 8118	障がいのある人に関する行政窓口
倉吉警察署	清谷町 1-10	26 - 7110 (緊急 110 番)	事件・事故に関する事
倉吉駅前交番	上井 205-6	26 - 0069	事件・事故に関する事
上灘交番	東巖城町 201	22 - 2110	事件・事故に関する事
打吹交番	明治町 2-41-5	22 - 2341	事件・事故に関する事
倉吉消防署	八屋 307-4	26 - 2122 (緊急 119 番)	救急・火災に関する事
西倉吉消防署	生田 693-1	28 - 2110	救急・火災に関する事
うつぶき地域包括支援センター（上北条・社・高城）	上井 300	26 - 6378	高齢者の介護、虐待、生活等に関する事
マグノリア地域包括支援センター（上井・西郷・灘手）	上井町 1丁目 2-1	26 - 3922	高齢者の介護、虐待、生活等に関する事
倉吉中央地域包括支援センター（上灘・成徳）	宮川町 129	22 - 6102	高齢者の介護、虐待、生活等に関する事
明倫・小鴨地域包括支援センター（明倫・小鴨）	瀬崎町 2714-1	23 - 7106	高齢者の介護、虐待、生活等に関する事
かもがわ地域包括支援センター（北谷・上小鴨・関金）	関金町関金宿 1115-2	45 - 3888	高齢者の介護、虐待、生活等に関する事
倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	瀬崎町 2714-1	22 - 6239	障がいのある人のサービス利用や社会参加、生活等に関する事
中部障がい者地域生活支援センター	山根 43	26 - 2346	障がいのある人のサービス利用や社会参加、生活等に関する事
障がい者就業・生活支援センターくらよし	住吉町 37 - 11	23 - 8448	障がいのある人の雇用、就労、生活等に関する事



だれもが安心して暮らせる
福祉のまちづくり

発行年月 令和2年3月

発行 社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会

本所

〒682-0872 倉吉市福吉町 1400 倉吉福祉センター内
TEL:0858-22-5248 FAX:0858-22-5249

関金支所

〒682-0411 倉吉市関金町関金宿 1115 番 2 倉吉市高齢者生活福祉センター内
TEL:0858-45-3800 FAX:0858-45-2533



この活動の手引きは、赤い羽根共同募金の助成金を財源としています。